

1. 開会

(開会 午後 2時00分)

司会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第7回名取川水系河川整備学識者懇談会を開催いたします。

本日司会を担当します仙台河川国道事務所副所長の〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。皆様のところにお配りしております資料でございますけれども、式次第、それから出席者名簿、席次表、その他資料の右上に資料―1というふうに振っております名取川水系河川整備計画の変更について、資料―2として名取川水系河川整備計画、大臣管理区間、それから資料―3としてパブリックコメントの実施について、その他参考資料として1、2、3、4、5がついております。それぞれ懇談会の規約、委員名簿、それから傍聴規定、設立趣意書、あと宮城県沿岸における海岸堤防高さの設定について(案)、以上の資料をお配りさせて頂いております。不足はございませんでしょうか。

2. 委員紹介

司会 それでは、次第によりまして委員紹介に入らせて頂きます。

委員紹介でございますけれども、時間の関係もございますので、お手元に配付してございます出席者名簿にかえさせて頂きたいと思っております。

なお、本日仙台市長の〇〇委員の代理として建設局長の〇〇様、それと名取市長の〇〇委員の代理といたしまして建設部長の〇〇様に出席頂いております。また、委員名簿の宮城県大倉ダム管理事務所の〇〇技術副参事兼所長でございますけれども、本日未明に発生しました地震の対応で急遽出席できないということになってございます。規約には委員の代理出席は原則として認めないというふうになってございますけれども、懇談会発足当時と同様に、行政機関の委員につきましても、地域の代表としてできるだけ多くのご意見を伺いたいと考えております。つきましては、本日の仙台市長及び名取市長の代理出席を認めて頂きますよう改めてお願いいたします。

今回の懇談会は、代理出席を含めまして12名全員出席頂いております。

また、委員会規則第6条より、公開の方法として傍聴規定が定められております。傍聴規定により、傍聴の皆様におかれましては傍聴のみとなっておりますので、発言は認めてございません。また、チラシ等の配付も認めておりません。詳細については、お渡ししている傍聴規定をご覧になってください。

3. あいさつ

司会 それでは、主催者であります国土交通省東北地方整備局、〇〇河川部長よりごあいさつ申し上げます。

工藤河川部長 河川部長の〇〇でございます。本日は、委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙のところ本懇談会にご出席賜りましてまことにありがとうございます。

さて、本懇談会でございますけれども、平成19年11月22日に発足いたしまして、これまで6回懇談会を開催いたしているところでございまして、各先生から多数の貴重なご意見を頂いているところでございます。そして、大臣管理区間における名取川水系河川整備計画につきましては、平成21年6月3日におかげさまで策定がなされたところでございまして、これまで治水、利水、環境における目的が総合的に達成できるように、この整備計画に基づいて各事業の推進を図ってきたところでございます。

しかしながら、前回懇談会で報告させて頂きましたとおり、平成23年3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波によりまして、河口部では河川堤防等の河川管理施設が損壊するなどの甚大な被害が発生いたしましたところでございます。また、河口部以外におきましても、地震によりまして河川堤防の損壊等が発生いたしましたところでございます。東北地方整備局といたしましては、こうした被災状況等を踏まえまして、地域の復旧、復興を早期に進めるとともに、防災、減災の取り組みを一体となって進める必要があると認識いたしまして、現行の名取川河川整備計画、大臣管理区間における計画でございますけれども、この計画の変更を行うとしたところでございます。

本日の懇談会では、東日本大震災を踏まえました名取川河川整備計画の変更に向けまして、治水、利水、環境に関する変更内容のご説明をさせていただきます。先生方には忌憚のないご意見を頂くことをお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

司会 続きまして、当懇談会座長の〇〇先生よりごあいさつをお願いいたします。

座長 ただいまご紹介頂きました東北大学、〇〇でございます。座ってごあいさつ申し上げます。

今日、朝新聞見て、多分皆さん一番大きく目についたのは、南海トラフ地震津波の被害の推定なのではないかなと思います。こういった中で、特に高知県のような場所では、河川遡上の津波によって大変大きな被害が出るというような推定がなされております。一方、私どもこの名取川におきましては、昨年度の大きな被災を受けて、整備計画の中に津波防災を盛り込んでいくということで、そういった点では非常に他の河川を先取りした先進的な取り組みを行っているということなのだと思えます。そういった点で、改めてこの懇談会の責任の大きさというようなものを感じた次第でございます。

前回、昨年11月ですか、委員会開催させて頂きまして、あいにく欠席の先生方もおいでではございましたけれども、多くの先生から大変貴重なご意見を頂きました。それを反映いたしまして、事務局で整備計画の改正案というものをこれからお示し頂くわけでございますので、前回ご出席頂いた先生はもちろんのこと、前回出席頂かなかった先生も含めて活発な議論を頂ければというふうに感じております。よろしく願いいたします。

司会 どうもありがとうございました。

4. 議事

(1) 名取川水系河川整備計画の変更について

(2) パブリックコメントの実施について

司会 続きまして、次第に基づき議事に入らせて頂きます。

これよりの進行につきましては、〇〇座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

座長 それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

本日は2つ議題ございまして、先ほど私のあいさつの中でもお話ししましたように、整備計画の変更という点、それからもう一つはパブリックコメントの実施ということでございまして、一応予定としましては間に休憩を挟んで進めていきたいというふうに考えております。

それでは、最初の議題につきまして、変更の目的、内容、概要、ポイント等につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 仙台河川国道事務所調査第一課長をしております〇〇と申します。本日はよろしくお願いいたします。

説明といたしましては、お手元に配付しております資料一1並びに資料一2と資料一2-2という内容で、資料一1につきましては名取川水系河川整備の変更について、括弧として変更概要説明資料でございます。資料一2のほうにつきましては、名取川水系河川整備計画、大臣管理区間の変更素案というもので説明させていただきます。主な説明につきましては、資料一1によって説明いたします。また、プロジェクターが画面にありますので、画面を見ながらでも追って説明させていただきますと思います。

それでは、資料一1のほうで、1ページめくって頂きたいと思います。これまでの学識者懇談会で頂いた主な意見ということで、昨年第6回の懇談会において各委員より頂きました意見を整理したものでございます。委員より7項目意見を頂いておりました。今回の整備計画の変更に対しましても、対応につきましては後ほど改めて説明させていただきますということで、2ページ目のほうに進めさせていただきます。

2ページ目でございます。東北地方太平洋沖地震の概要といたしましてでござ

います。おさらいになるかと思えますけれども、地震及び津波によって河口部につきまして堤防を初めといたします河川管理施設に大きな被害をもたらしたという結果でございました。また、名取市閑上地区並びに仙台市の藤塚地区におきましては、多数の死傷者や家屋被害など甚大な被害が発生したという状況でございました。地震により広域的な地盤沈下が発生いたしまして、名取川の周辺でございますと約14センチから30センチ程度沈下したということとともに、名取川を遡上いたしました津波は名取橋地点の河口から7.6キロを越えて遡上いたしましたという記録が残っております。陸地では、海岸線から仙台東部道路まで津波が遡上したということになっています。

河川管理施設の被害の箇所数でございますけれども、グラフのほうにかいておりますが、35カ所の被害が確認されております。文章中には過去の主な地震被害等も記載しておりますが、あわせて見て頂ければと思っております。

続きまして、3ページ目のほうに移らせて頂きます。今回の名取川水系の河川整備のポイントでございます。名取川水系の河川整備計画は、平成21年6月に策定されましたけれども、昨年度発生 of 災害を踏まえまして、地域の復旧、復興を早期に進めるとともに、防災、減災の取り組みなど、地域と一体となって進めていく必要があることから、名取川水系の河川整備計画の変更を行うものでございます。

主な整備計画の変更のポイントでございますけれども、そちらのほうを説明させていただきます。赤字のほうで書いているのが大項目で、おのおの小項目になってございますが、治水、利水・環境、維持管理の各項目といたしまして、まず1つ目でございますが、治水といたしましては、1つ目に高潮・津波に対応した河口部の堤防整備と、2つ目といたしましてまちづくりと一体的な減災対策、3つ目といたしまして河川管理施設への耐震性能照査の実施、4つ目といたしまして内水氾濫の増大に対する被害軽減対策でございます。

利水・環境につきましては、1つ目に地盤沈下に伴う塩水遡上など、水利用への影響を継続してモニタリングしていくという点、2つ目といたしまして地震による自然環境の変化に対する継続的なモニタリングでございます。

維持管理につきましては、1つ目に観測施設の機能強化など、2つ目といたしまして河川管理施設の遠隔化や無動力化、3つ目といたしまして津波により大き

く改変いたしました河口部の継続的なモニタリング、4つ目といたしましては危機管理体制の整備・強化という点について変更ポイントがございます。

この変更ポイントに関しまして説明させて頂きたいと思います。めくって頂きまして、4ページ目のほうに移らせて頂きます。まず1つ目、治水の分野で河口部の堤防整備に関してでございます。基本的に先ほども申しましたが、高潮・津波に対応した堤防高として設定しておりまして、写真での太い赤い線で示した範囲が新たに設定した堤防となります。この堤防は、海岸堤防の高さと整合をさせた高さとなっております、この堤防の考え方につきましても施設画面上の津波をもって検討したものでございます。また、整備に当たりましては、施設画面上の津波の越流に対して必要な構造上の措置を工夫して実施していくというふうなことを盛り込んでございます。

続きまして、5ページ目をめくって頂きたいと思います。同じく治水の分野でございますが、まちづくりと一体的な減災対策ということでございます。この河口部の堤防整備に当たりましては、仙台市さん、名取市さんの震災復興計画との整合を図りながら、まちづくりと一体となった減災対策を進めることとしておりまして、資料のほうには両市の震災復興基本計画のほうのペースでございますけれども、掲載させて頂いております。この両方の方向性とあわせていくというふうな点でございます。

続きまして、6ページ目をめくって頂きたいと思います。また治水の分野でございますけれども、堤防の質的な整備でございます。今回の地震では、液状化による堤防の被災が確認されてございます。昨年学識者によります堤防復旧技術検討会等におきまして、被災メカニズムなどをご議論して頂いたところでございます。これらのご助言等を受けまして、河川堤防の耐震対策に対する技術的な知見も踏まえまして地震に対する安全性の点検を実施いたしまして、今後堤防整備を推進していくということを盛り込んでございます。表中のほうには、昨年度の被災過程とか書いてございますが、内容につきましましてはちょっと割愛させて頂きます。

続きまして、7ページ目をめくって頂きたいと思います。内水による被害軽減対策でございます。地盤沈下によりまして、河口部など内水による浸水被害のおそれのある地域におきましては、関係市町村と連携いたしまして排水機場の適切

な運用や排水ポンプ車の機動的な活用などによりまして、内水被害の軽減に努めてまいりますという点を盛り込んでございます。また、資料中には昨年度からの取り組みの事例でございますけれども、地盤沈下の影響が大きい地域におきまして、浸水リスクマップなどによりまして情報提供を実施したということについてご紹介させて頂いております。

続きまして、8ページ目のほうをめぐって頂きたいと思っております。次は利水でございます。流水の適切な管理といたしまして、地震に伴う地盤沈下によりまして、塩水遡上の範囲が上流に及ぶことが想定されてございます。それが想定されていることから、モニタリングを継続いたしまして、流水の適切な管理を実施していきたいと思っております。グラフと、資料中には名取川におきましての昨年度の調査結果をお示しさせて頂いておりますが、昨年度の結果で、夏季の大潮の時点で河口から5.7キロまでの地点で塩水の遡上が確認されてございます。今後も引き続きモニタリングに努めてまいりたいと思っておりますので、そのような文面を記述、追記していくということでございます。

続きまして、9ページ目のほうをめぐって頂きたいと思っております。河川の環境のモニタリングでございます。地震に伴います河口砂州の消失、また地盤沈下によりまして河口部の多様な動植物の生息・生育環境の影響が想定されてございます。これらから、地形の変化によりまして動植物の生息・生育環境への影響や環境などの回復状況につきまして、必要に応じて継続的にモニタリングをしていきたいという部分を考えてございます。

済みません、言い忘れた点が1つありました。資料の右上のほうに白文字でございますが、本文P.102参照というふうな文字が各ページにございます。この本文というのは、素案の本文の分厚いほうの資料、資料一2のほうでございますけれども、その本文の記載ページに対応している数字でございます。ここでお話しさせてもらいますが、この環境モニタリングのことに対する本文への記載は、102ページのほうに書いているということをお知らせさせて頂きたいと思っております。

続きまして、10ページ目をめぐって頂きたいと思っております。こちらは同じく環境でございますが、地震後の河口部におきます環境調査の結果について簡単にご説明させて頂きたいと思っております。紹介は、名取川左岸河口部に位置します井土浦地

区に関しまして、震災前後における結果でございます。名取川左岸河口部に位置しておりました井土浦でございますが、汽水域の湿地はヒヌマイトトンボなどが生息するなど砂丘域の生態系が保たれて、環境省の日本の重要湿地500に選定された地域でございました。地震後は、津波による影響などで貞山堀より海側の海浜地形が大きく消失いたしまして、井土浦内には砂の堆積、海水による塩分濃度が上昇するなど環境は大きく変化したというふうな状況でございました。

この地震後の昨年度の調査結果も中段に書いてございますが、表の中に書いていますとおり、昨年7月に調査いたしましたときは、ヒヌマイトトンボに関しましては、確認なしということで確認はできませんでした。資料の下段のほうには、地震前後における井土浦地区の環境調査の結果という表がございますが、地震前と地震後の確認種の部分を記載しているところでございます。また、魚類に関しましては、魚類はマルタやボラ、ウナギなど30種が昨年度確認されてございまして、底生動物といたしましては36種ほど昨年度は確認されたということです。平成24年度も調査を実施してございます。その中での確認種数に関しまして、表のほうにも書いているところでございますけれども、特に植物の部分で、表の一番下でございまして、確認種数でいきますと、地震前は377種というふうな種数でございましたが、平成24年度の夏季の調査でございましては182種ということで、約半分程度ということ、並びに魚類にいたしましては確認種類の種数ほど大きな違いはないかと思われるのですけれども、右側に記載させて頂きましたが、純淡水魚のモツゴやナマズなどは確認されていないという状況になっているということでございます。

続きまして、11ページをめくって頂きたいと思います。維持管理に関しまして、河川管理施設の機能強化・管理の高度化でございます。観測施設の被災を踏まえまして、機器の二重化、二次電源の確保などを実施するというものでございます。また、操作員の安全確保や施設の遠隔操作化などを推進していきたいというところを記述しているところでございます。本文でいきますと、122ページのほうに記述させて頂いております。

続きまして、12ページをめくって頂きたいと思います。同じく、今度は河口部のモニタリングでございます。今回の地震と津波に伴いまして、砂州が大きく消失したという状況でございます。その状況を踏まえまして、今後砂州の変動、堆

積などの変化がどのように河川管理施設への影響をもたらすのかという分野を把握していかなければいけないというところがございます。そのために、継続的なモニタリングを実施していきたいということを盛り込んでございます。資料の中には、名取川の河口部の写真を時系列に4時期掲載させております。砂州が今なお大きく変動している状況がうかがえるかと思えます。

続きまして、13ページをめくって頂きたいと思えます。危機管理体制の整備・強化についてご説明させていただきます。地震及び津波によりまして、数多くの尊い命が犠牲になりました。この経験を踏まえまして、津波防災まちづくりへの対応や災害に強いまちづくりといたしまして防災・水防活動への連携、震災経験の伝承や防災教育への支援、避難体制の強化などを実施していくことを記述しているところがございます。

続きまして、14ページのほうをめくって頂きたいと思えます。こちらは、整備計画の現行と変更案の新旧の対比表の案でございます。左側が現行、右側が変更案でございます。赤字が変更箇所のある箇所ということで、14ページ、15ページ、16ページまでですが、3ページほどございます。これまで説明させていただきました各治水、利水・環境、維持管理等の分野におきます各項目に関しまして、赤字での追記並びにその変更というところを今回の本文で取り込ませて頂いているところがございます。

続きまして、17ページのほうを説明させて頂きたいと思えます。一番冒頭に学識者懇談会のほうで頂きました意見の反映につきましてご説明させていただきます。まず、1つ目でございます。津波被害に対する対応でございます。意見につきまして述べさせていただきます。震災後の水利用について、津波によって平野の水田地帯のほとんどで塩害の被害を受けているため、非常事態との認識に立って農地復旧、特に除塩作業のための柔軟な利水対応についても考慮するような内容を含めてほしいという意見を頂きました。右側には、今回の整備計画案についての反映の内容ですが、特に赤字で書いたのが追記、変更内容でございますので、このように関係機関との情報共有、または取水調整等を行うという部分に関しまして記述することで対応させて頂いておりますというところをご紹介します。

次に、18ページのほうをめくって頂きまして、委員からの意見でございますが、2つ目でございます。こちらは環境や動植物への配慮の内容でございますが、

環境について、例えば堤防高を高くするためには堤防の底幅も広がると思われるが、植物や動物とのかかわりをどう考えているのか示してほしい。意見の6番目になっている案件でございますが、こちらにもモニタリングや環境の変化について、名取川の河口で生物の調査をしていると、震災後からどんどん変わってきて、今変化の過程にあると思う。震災後どう変わったのかということだけでなく、今どんどん変化している状況をモニタリングして、これからの計画に活かして頂きたいというふうなご意見を頂いてございます。それに対しまして、本文の102ページのほうに河川環境のモニタリングといたしまして記載してございまして、特に赤字でございますが、東北地方太平洋沖地震後の自然環境の変化について継続的にモニタリングし、必要に応じて対策を検討しますというふうな部分を追加させて頂いたところでございます。

次に、19ページのほうに移らせて頂きます。施設整備後の維持管理の対応の内容で、施設をつくるのであれば、維持管理をきちんとできるようにしてほしいというふうなご意見を頂きました。今回の整備計画への反映でございますが、施設の維持管理というふうな分野でございましたので、原文の111ページにございます、堤防の機能を維持するために河川巡視、点検、堤防モニタリング等の調査を行い、必要に応じて補修などを実施しますというふうなことが記載されてございましたので、このままの内容で対応させて頂いているところでございます。

次に、20ページのほうをめぐって頂きたいと思います。津波対策と洪水等との計画上の整合性という部分で、④としまして今次津波への対応について、津波に対する対策には道路のかさ上げなどがあって、内水の排除の問題が生じる可能性がある。洪水、高潮、津波や、さらに環境や利水なども含めて、うまく調和する方向でぜひとも検討頂く必要がある。5番目といたしまして、堤防を強固につくればつくるほど、今度は排水などが難しくなる。堤防をかさ上げするなら、排水能力の増強もあわせて考えて頂ければよいと思うという意見を頂きました。今回の整備計画への反映といたしましては、内水対策というところで95ページに書いてございますが、特に東北地方太平洋地震に伴う地盤沈下が発生した河口部などでの内水による浸水被害のおそれがある地域においては、浸水想定等の防災情報の提供などということと、排水ポンプ車の機動的な活用により迅速かつ円滑に内水被害を軽減するよう努めますというふうな部分で対応させて頂きたいと考えて

ございます。

次に、21ページでございますけれども、⑦といたしまして、まちづくりと一体的に減災対策に講じるとあるが、まちづくりと一体的というところが具体的にどうしていくかという考えを河川管理者側から提案する、あるいは考え方を示すことをしてもらいたいというご意見を頂きました。今回の整備計画の素案文につきまして、127ページに記載してございますが、災害に強いまちづくりとの連携という分野で、赤字が全部追加という部分で、新たな項目というふうにさせて頂いてございます。内容につきましては、めくって頂きました21ページまで続きますけれども、災害に強いまちづくりとの連携と、次のページ、22ページに書いてございます防災教育の推進、震災経験の伝承という分野で、先ほどプロジェクターでもご説明させて頂きましたが、危機管理の新たな分野を追記させて頂きましたという点でございます。

以上で整備計画に関する素案に対する対応に関しまして説明いたしました。

最後のページになりますが、最後のページ、23ページをめくって頂ければと思います。今後の流れに関しまして、簡単にご説明させて頂きたいと思います。河川整備計画策定のスケジュール（案）というところでお示ししたペーパーでございます。冒頭に現整備計画でございますが、平成21年6月に策定されました。昨年度、平成23年3月に東北地方太平洋沖地震が発生いたしまして、今お話ししました内容等、河口部ですけれども、甚大な被害が発生したというところでございます。これまでの経緯といたしまして、第6回の懇談会を昨年11月28日に開催させて頂いたところでございます。そのときには、事業評価の評価方法の提示や整備計画変更の予定についての紹介というふうなことを説明させて頂きました。今日第7回の懇談会を開催させて頂きまして、今後でございますけれども、素案のパブコメを行う予定としております。また、公聴会等を開催いたしまして、第8回の懇談会を再来月の10月ころを目途に改めて第8回を開催したいというふうな流れで考えてございます。その後、他省庁とか、あと県などの関係機関さんとの協議を経まして、整備計画の変更の策定というところを今年10月を予定というところを考えているところでございます。

ずっと通しましたが、事務局からの説明は以上でございます。

座長 ありがとうございます。今最後に今後の予定としてパブコメというお話ございましたけれども、要は今日この場で特にとても重たい変更とかがなければ、ここで軽微な修正等も含めてお認め頂いて、今後のパブコメ等に移っていくという流れでございます。

それでは、先ほど事務局からご説明頂いた前回のご意見に対しての対応、あるいはまた前回欠席頂いた方は、また異なるご意見等もあろうかと思っておりますけれども、ご自由にご発言をお願いしたいと思います。

委員 私のほうからは、3点述べさせて頂きたいと思っております。

1点目は、直接整備計画ではございません。最初の点は、今朝も実は余震がございました。今回のような巨大地震が起こりますと、余震が非常に長いと。当初一、二年の想定を考えておりましたが、数年続いているということになります。ですので、やはり余震への対応ということで、場合によっては津波警報、または注意報も出るかもしれません。従来の避難体制では実は対応できない、いわゆる避難場所が使えないとか、避難情報が伝えられない状況もありますので、特に自治体さんのほうは現在における避難計画等をきちんと整理しておいて頂きたいと思っております。場合によっては、余震だけではなくて誘発地震ということで、さらに今回の地震の北側、南側、またはさらに沖側の正断層地震等が発生する懸念というのもございます。これが1点でございます。

2点目、これは13ページ見て頂きたいと思っております。維持管理ということで、危機管理体制の整備・強化、非常にまとめて頂いておりますけれども、可能であれば1点追加で、1点項目として挙げて頂ければと思っております。追加のところは、防災教育の支援というところと、あとは上の防災・水防活動への連携等と絡むと思っておりますけれども、やはり非常に大切なのは避難訓練とか防災訓練であるかと思っております。これが従来学校、また地域で個別で行われていたところもあるかと思っておりますが、ぜひ連携して頂きたい。ソフト対応の中で学習すること、プラスやはり行動してその体験、知識を高めるといった訓練の重要性は非常に高まっておるかと思っておりますので、追加を頂ければなと思っております。

あと、これはアイデアといいますかご紹介になります。例えば震災の経験の伝承ということでございまして、今整備局さんのほうでもいろんな遡上の記録等の

資料があります。例えばということで、いろんな当時の写真とか記録とか、そういうものをデジタルで残して頂いていると思いますので、例えばデジタルミュージアムというものがあります。観光地に行きますと、例えばiPhoneでも、いろんな携帯を使って、URLを押すとかいろんなものをやると、いろんな画像情報が出てまいります。現地に行きまして、その場で今の現状は目の前で見えるわけなのですが、そこにアクセスして頂くと震災前の写真、震災直後の写真、または1年後等々、いわゆるバーチャルな世界かもしれませんけれども、スマートフォン等々の画像を通じて知ることができます。こういうソフト的なものも支援して頂くと、当時の経験の伝承に役に立つのではないかなと。もちろん住民の方、当時おられた方の体験談、避難の経験等のお話もそこに入れると大変役に立つのではないかなと思います。

長くなりましたけれども、以上です。

座長 ありがとうございます。後のほうの2点が整備計画にかかわる点ですが、避難訓練等、防災訓練等で連携の部分を強調頂けないかということと、伝承についてのツールですかね、一つのツールとしてこんなものがありますよというようなことをご紹介頂きました。ありがとうございます。

その他に如何でしょうか。

委員 先ほど8ページのところで、流水の適切な管理に関して、塩水の遡上範囲が上流に及んでいるというふうなご説明があったのですが、具体的に利水上の何か問題点というのが現在あがっているのかどうかということについてちょっとお聞きしたいのですが。

座長 お願いします。

事務局 事務局のほうから説明させていただきます。

名取川でございますけれども、多くは水の取水に関しましては、8ページの右下に平面図がございますが、名取川頭首工、あと広瀬川につきましては、今こちらには郡山堰とありますが、その上流には愛宕堰という施設がございます。名取

川の農業用水等の水利用に関しましては、この頭首工と堰のほうから取水していることもございまして、遡上に関して今現在直接農業等への影響という声は聞こえてはございません。

以上でございます。

委員 ありがとうございます。

座長 塩水遡上に関しては、利水という観点もありますけれども、やっぱり生態系にも非常に大きなインパクトになるものではないでしょうか、そういった意味では広い意味でのモニタリングの一項目ということで位置づけられることなのかなと思います。

その他に如何でしょうか。〇〇委員、お願いします。

委員 4ページのところの左側の図面ですけれども、河川堤防で太くなっているのと細く赤くなっているのと2種類あるのですけれども、これは細いほうも7.2m高の堤防になっているという考えでいいのでしょうか。そこが7.2mで今回防潮堤をつくるということになっておりますけれども、それとつながるといふか、それと同等と見ていいのかどうか、ちょっと知りたいと思います。

座長 お願いします。

事務局 4ページのほうの垂直写真のことだと思います。済みません、字が小さくて申しわけございませんが、写真中に閑上大橋という橋の名前がございまして、この閑上大橋までがT.P.+7.2mと考えてございまして、そこから上流といひますか、新名取川橋に向かってのちょっと1ランク細い線がございまして、こちらはT.P.+6.0mと記載してございまして、右側のポンチ絵もございまして、閑上大橋までがT.P.+7.2mということで、そこから先はT.P.+6.0mという高さで設定してございまして。

以上でございます。

座長 あと、井土浦を回っていくほうの。

事務局 大変失礼いたしました。上側に向かっている井土浦に関しましての細かい線でございますが、こちらは現状のこれまで整備してきました高さ、T.P.+4.4mで整備してございますので、河川堤防としましてT.P.+4.4mの震災を受ける前にほぼできた形であったというか、お聞きしてございますが、その高さで終わってございます。

座長 よろしいでしょうか。

はい、お願いします。

委員 今の井土浦の部分について、4.何mということなのですが、閑上全部写した12ページの写真をちょっと見て頂きたいのですが、この写真を見ていると、藤塚の部分というか井土浦の部分が、その砂州の部分がこういうふうに大きく変化しているというのがよくわかると思うのです、この写真で。ほぼ1年半の中で、中にすっかり干潟がまたでき上がったような状況で、かなり大きな変化があるということになると思うのです。こういった干潟そのものは、一朝一夕ででき上がったものではないわけです。長年の変化の中でこうやってでき上がったものがありますので、今の堤防のような形で藤塚の部分につくる堤防が4.4m、今度外側に7.2mの堤防をつくる予定になっていますよね。全体として防潮堤というか、要するに点線で書いてある部分です。

座長 そうですね、海側は。

委員 こうなりますと、井土浦の変化というのは、もうこれ以上望めなくなる可能性があるのです。堤防がつくられてしまうと、大きな堤防が。そうすると、この井土浦がこれ以上変化をしない可能性が出てくると、この干潟はまるきりだめになってくる可能性がある。むしろ回復はしないで、現状維持のままで終わる可能性が十分あるだろうというふうに考えます。それで、藤塚の部分のこの4.何mの部分7.2mの高さにして、海岸沿いまでずっとこの赤線の部分の細いところ

は7.2mにして、海岸堤防とつなぐような形にしていくというのは、またこのようなもともとあった干潟を復興させることにつながるのではないかというふうに思うのですが、その辺はどうしてもこれは変更しないということなののでしょうか。これはどなたに聞けばよろしいのでしょうか。そうすれば、この干潟の再興というか復活はあり得ると思うのですね、このまま。

座長 破線で書いてあって、ちょっと微妙なところもあるのでしょうかけれども、一応事務局からご説明をお願いいたします。

委員 12ページと比較してみてください。

座長 あとは、4ページの堤防の位置ということですね。

事務局 それでは、私のほうから説明させていただきます。

青の点々で囲っている海岸堤防に関するご説明と、赤で囲んでおります藤塚堤防の部分でのお話と承りました。何度か違う場でもご説明させて頂いた話もございましたが、基本的に今回海岸堤防ですけれども、特に深沼海岸でございますけれども、コンクリートの堤防等がもともとございまして、特に井土浦の砂丘、震災前の砂丘の部分に関しましても一部砂丘堤といいますか、なしております、その中で井土浦が湿地原をうまくなしていたというふうな、震災前はそういう状況でございました。今回海岸堤防等がほぼ全域にわたりまして被災を受けたという点を踏まえまして、まず防御の第一線堤でございます海岸堤防のほうに関しましては、整備していくというふうなことを基本的に、基本軸として考えてございまして、その中での基本軸をもとに仙台市さんの震災復興計画等の部分での検討、今の区域設定等もなされているというふうなこともお聞きしているところでございます。やはりそのようなことから考えますと、ここの海岸堤防ありにしての震災復興計画等ということでもありますことから、ここの堤防をなくしてのまた違うご議論というふうな形になるというのは、今の時点では考えにくいといえますか、部分になっているかと思っております。

委員 今〇〇先生から言われましたけれども、井土浦という、そういう潟湖というのは、やっぱり海と関係がないとでき上がっていかないものなのですからけれども、それで今おっしゃったのは復興計画にこの第一堤防がないといけないというのですが、それを今つくられている4.4mの井土浦の内陸側にできている、これをかさ上げするというので代替というか、同じ役目を果たすようなことはできないものか。

それから、もう一つ、塩釜亘理線、県道をかさ上げするという話があるのですけれども、それと考えると、この井土浦の内陸側のと2つで一応二重堤防になるわけですね。そういう意味では、ある程度減災のことが考えられるのではないかと思うのですけれども、井土浦の自然環境というのは、やっぱり極力維持できるような方法で復旧というか復興させたいと思うのですけれども、その辺はだめなものでしょうか。

座長 多重防御、どういう形の組み合わせで考えるかということだと思うのですけれども、この図面では一応場所が書いては……その4ページの図では破線の位置が書いてあるのですけれども、この辺の場所的なものとかというのはどんな、ここの図面で決まっているというようなことなののでしょうか。ちょっとその辺の今後の、この図面に基づいた場合、どんなふうになっているのかちょっとご説明頂ければと思うのですけれども。

事務局 済みません、事務局のほうから説明させていただきます。河川工事課の〇〇と申します。

2つあったと思うのですが、1つは藤塚の堤防の話と、それから青の点線の海岸堤防の話でございますが、まず1点目、海岸堤防につきましては、沖合から来る津波等に対する一線堤の役目がありまして、実は井土浦のかなり湾曲した、曲がった堤防をそのまま上げた場合ですと、かなり堤防に屈曲部ができていまして、いわゆる今回の震災の被害調査の中では、こういった曲がりの部分が大きな被害を受けているということで、このままの法線を上げるだけでは十分な機能を発揮できないだろうというふうに考えてございます。もしこれを一線堤にするのであれば、海岸堤防と同様ある程度直線といいますか、なめらかな法線にしないと、

どうしても津波の外力がどこかに集中してしまうというようなことが懸念されるということが1点でございます。

それから、青の点線の位置につきましては、実はこの箇所はご承知のとおり大きく砂が改変していると、砂浜が改変しているということで、実はこの位置につきましては、通常海岸堤防につきましては法線を既に設定済みでございますが、この箇所についてはある一定期間まずモニタリングをして、砂の回復状況を見ましょうと。その上で、堤防の位置は検討しましょうということで考えてございまして、この青の点線につきましてはまだ極端な話、大体100mぐらいの幅の中で現在位置についてはモニタリングしながらまだ検討を行っているところでございます。その必要性は、当然井土浦への影響のこともございますが、一方で従前ありました名取川の河口砂州、この部分の砂の移動で名取川の河口砂州が維持できていたというような状況も確認されてございますので、余力尽くで海岸堤防、消波ブロック等を大量に入れた海岸堤防をつくりますと、そういった砂の移動への影響も考えられることから、このエリアについては2年、もしくは3年ぐらい砂の移動について十分モニタリングした上で、改めて堤防の法線等の計画を、海岸堤防の法線計画を行うということとしてございます。ということで、現時点では今の法線のままではこれを一線堤としてするのは好ましくないということと、海岸堤防についてはまだ現在検討中だということでございます。

座長 ありがとうございます。

お願いします。

委員 2年後ぐらいまでにモニタリングして、その上で結論を出すということのようですので、それはそれでよくわかりました。

それから、先ほどのコーナーが結構あちこちにあるというのが非常に問題だという堤防の話ですね。実は、これは前回の井土浦の部分のヒヌマイトトンボとか、それから藤塚の住民の住宅の問題があるとかで、そのためにここの中まで結局は食い込んだわけなのです。今はもうほとんど居住地として認められない状況になったとすれば、この部分をやはり曲線の部分は直線にするとか、そういうふうになしながらも、貞山堀の周辺にかかわる干潟といたしますか、井土浦の部分の再生に

はかなり可能な部分があるのではないかなと思うのです。今河口の部分の砂州の問題がありましたけれども、この砂州のでき方によっては干潟の部分がまるっきり水がとまってしまう可能性も出てくるわけなのですけれども、そういう意味で言うと、もう状況はかなり一変してしまっただけで、この部分にできれば私としては干潟というものは今までずっと残してきたわけなので、その分を大事にしたいなという考えで、今こういう提案をしているわけなのですけれども。今ここを現に、例えば2年後でも3年後でも止めてしまえば、海岸堤防で止めてしまうと、その海岸線については恐らくこれで固定されるだろうというふうに思うのです。ところが、12ページのようなことで写真を比較してみれば、1年半だけでもこれだけの変化があるのだということでもあります。つまりこれから予測できないいろんな変化が出てくる、これが今からモニタリングが必要だという部分につながってくるのではないかなと思うわけなのです。そんなことでもあります。一応2年ぐらい様子を見て、そのうちで結果を出すというのであれば、その間に今のようなことも十分考慮して頂ければいいかなというふうに思います。如何でしょうか。

座長 事務局のほうから何か。

事務局 モニタリングにつきましては、先ほどご紹介したような形で、1年半でも大分大きな変化をしていますので、これが落ちつく方向に行くのか、まだまだ変化がとまらないかというのにつきましては、まだ今後もモニタリングしていく予定にしております。ただし、いわゆる今次津波を受けましての一線堤というのは、当然地域の復興に寄与する施設でございますので、今国として示してございますおおむね5年の中で堤防を完成させるという目標については、一応これについては、一線堤の必要性というものについてはこのスケジュールの中で我々としては整備してまいりたいというふうに考えているところでございます。ただ、先ほど言いましたように、この砂の状況については、この部分についてはモニタリングというものを踏まえながら、位置等については今後検討していきたいというところでございます。

田中座長 ありがとうございます。

〇〇先生はずっとこの水域でも調査されていて、今の点についてももしご意見ございましたらお願いいたします。

委員 私も今のご議論されている内容については、すごく気になっているところです。それで、今日の午前中も実は名取川のほうの河口域、ヤマトシジミのほうの調査をやってきたのですけれども、そこで現場にシジミの小さいのを1カ月前に入れて、2カ所に入れてきたのですけれども、そうしましたらすごく成長してまして、考えている以上にすごく干潟の生産力というか、そういうものが大きいのだなというふうに考えております。それで、井土浦あたりも非常にいろいろな魚類がいますし、水の中の生物はかなり回復してきているというふうに私は実態から見て考えています。さっきから議論になっているように、行くたびに河口域の地形がすごく変わってまして、塩水の入り方とかもすごく変わっているという、変化の途上だなという感じがしてまして、やはり少しモニタリングをきちんとしていくということが非常に重要だと思っているのです。

さっきの堤防のことも実は気になっていて、干潟とか砂浜域というのが非常に生態系にとってはすごく大事なところで、生物にとってももちろん大事なのですけれども、私たち人間の生活にとっても、砂浜の砂の中での栄養塩の浄化とか、有機物の浄化とか、そういうものが非常に大事だということもわかっていますので、ぜひここの扱いとか、砂浜、干潟、この河口汽水域の扱いというのは考えて頂きたいなと思っています。どうしても今回津波がありまして、防災というところは非常に大事にしなければいけないということはあると思うのですが、一方で自然の脅威というのはあるのですけれども、自然の仕組みの上で私たちは生命活動が維持できているということを考えると、自然との共生という視点をどう考えるかということやぜひこの計画の中に考え方として入れて頂けないかなというふうなことを今希望しているところです。

長くなって済みません。

座長 ありがとうございます。

前回頂いた主な意見として、6番のところでモニタリングの重要性というところが挙がってきたわけなのですけれども、私自身は特に地形の回復とか、そうい

った観点でこの現場を見ているのですけれども、やはりまだまだ変化する途上だなというところを実感しているところでもあります。そういった点で、先ほどの堤防法線の位置という話もございましたけれども、そういったもの、それから環境への影響とか、そういったものも含めてモニタリングをやはり非常に重要なものとして位置づけるということが⑥のご意見に対しての対応なので、そのところが強調頂いているということなのかなというふうに理解しておりますが、非常に重要なポイントでありますので、もし他の委員からもご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

委員 この先どういう津波が出るかというのは、予測できないのだろうと思いますけれども、先ほど言ったようにこの井土浦の後ろ側というか内陸側につくった堤防が曲がりくねっているということで、そういうものに対応できないだろうというふうなことを言われましたけれども、これをそういう津波に対応できるような法線をつくったらどういうことになって、どれだけ、どこにどういう障害があるとか、そういうことはシミュレーションできるのではないかと思うのですけれども、そういうものは示して頂けないでしょうか。

座長 では、お願いします。

事務局 先ほどから井土浦のお話で、ちょっと今シミュレーションというふうなお話も頂きましたけれども、いずれにしましても井土浦の環境は非常に貴重な環境で、かつ今どんどん変わりつつあるということは十分認識しておりまして、それを踏まえまして2年ぐらい、ちょっと時間かかると思いますけれども、モニタリングした後でどうするかということをおっしゃっていただいているというふうにしておりまして、そうした具体的に堤防法線をどうするかも含めて、その段階でいろいろ考えさせて頂ければというふうに思っております。

委員 もう一言だけ。

座長 はい、お願いします。

委員 これまでの津波が来る前の話を考えますと、ここに井土浦の干潟があるということで、これは非常に重要なものだということで、この堤防をつくったわけなのですよね。この中に入れて、わざわざ中に入れてつくったわけ。つまり河川整備局のほうからすれば、それだけ重要に思ってたつくっていた堤防だということを考えれば、やはり干潟を保存するというにぜひその力を入れてほしいと。今までの流れからしても、そうやって保存するのが妥当ではないかということです。それだけ言いたかったので、よろしくお願いします。

事務局 また、そこら辺についていろいろご指導頂ければと思いますので、よろしくお願いします。

座長 ありがとうございます。

今の点でも結構ですし、またあるいは別の観点でも結構ですので、ご意見賜ればと思います。よろしくお願いします。

お願いします。

委員 前回申しあげました意見に対する対応について、意見ということではなくて、逆に御礼を申しあげたいと思うのですが、我々農業側で、今回の震災の場合にかなり塩害を受けまして、その対策に必要な面積が宮城県内で約1万3,000haぐらいあったわけですが、それに対して除塩対策するときには最も有効な利用は、水を入れてそれを下流に流すという方法だったのですが、ところがこの名取川水系の広瀬川の愛宕堰の場合には、非かんがい期に農業用水で利用できる水利権が張りついていませんので、それに対して今回柔軟に対応して頂きまして、除塩対策進めてこられました。おかげさまで、この5月の時点で大体この地域も約50%ぐらい作付ができるまでに除塩対策進められましたので、この点について非常に柔軟な対応をして頂いて、御礼を申しあげたいと思います。

それで、今後まだ約50%除塩対策を必要とする面積が残っておりますし、ただ下流側にいきますと、先ほど来出ています地盤沈下の影響で、地下水を通して、一旦除塩してもまた地下水のほうから塩分遡上してくる可能性もありますので、

その辺についても今回の整備計画でその点についてモニタリングしながら今後その影響を見ていくと、さらには関係機関と協議して、その辺の対応を考えていくということで、きちんと盛り込んで頂きましたことについて御礼を申し上げたいと思います。

座長 どうもありがとうございました。

その他にご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

一応予定していた時間にはなりましたので、それでは議題の1の最初の部分、これについては以上で終了させて頂きまして、10分ほど休憩させて頂きまして、3時15分から後半の分再開させて頂きたいと思います。よろしくをお願いします。

(休憩 午後 3時05分)

(再開 午後 3時15分)

座長 それでは、およそ時間になりましたので、後半の議事を始めたいと思います。

それでは、次の議題でございますパブリックコメントの実施について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 事務局のほうから説明させて頂きます。資料といたしましては、資料一3をお開き願いたいと思います。画面のほうにも映しておりますので、あわせて見て頂ければと思います。

パブコメの実施でございますが、1ページ目、表紙を開きますと、今回第7回の懇談会を開いたわけでございますが、今日頂きました意見を受けまして、素案の修正作業にこれから入らせて頂きたいと思います。この素案の修正後に素案の公表版という部分でおつくりいたしまして、パブリックコメントのほうを開始させて頂きたいと考えてございます。

現在の予定でございますけれども、意見募集の周知に関しまして、来月、9月になりますが、4日の日の火曜日を予定してございまして、住民からの意見募集に関しましては、翌日の9月5日から10月4日までの約1カ月間を予定してござ

います。この約1カ月間の期間を経まして、意見を頂きましたら、その意見等々を取りまとめ、それに対する内容に関して対応いたしまして、第8回になります名取川水系河川整備学識者懇談会のほうを開催させて頂きまして、整備計画の原案というふうなものをつくっていきたく。これは手続的な話にこれからはなりますが、関係機関等々の意見を頂まして、名取川水系の河川整備計画に関しまして、ちょっと資料に誤りがございます。平成24年10月ごろに予定ということで、今現在のスケジュールを考えてございます。

めくって頂きまして、2ページ目でございます。これは参考資料ということでございます。平成21年の6月に策定しました現計画の策定時のパブリックコメントの実施の内容についてご紹介させて頂きます。当時も新聞記者発表をいたしまして、資料にちょっと新聞記事載ってございますが、このように新聞記事のほうに取り上げて頂きましたというところでございました。

当時用いました広報の手法でございますけれども、まず事務所のホームページのほうに掲載ということでいたしました。また、リーフレットをつくりまして配布したところでございます。このリーフレットでございますが、今日クリップでとめてございます未定稿という赤書きで括弧書きでなっておりますけれども、タイトルといたしまして「名取川のこれからの川づくりについてご意見をお聴かせください」というふうなタイトルで、今回の整備計画変更の必要性並びにこれからの川づくりへのご意見という部分をご紹介いたしましたリーフレットを作成し、あわせて配布いたしまして、皆様方のご意見を頂きたいというふうな流れになってございます。

中身を開きますと、これまで前段の資料—1のほうでお話しさせて頂きましたが、変更の背景なり、河口部の堤防の整備なり、維持管理に関する事項なり、利水に関する主な内容に関しまして、簡単にといいですか、わかりやすく記述させて頂きまして、このリーフレットには実は郵便はがきがついておりまして、郵便はがきの裏側にですけれども、主なご意見等をご記入できるような手法をとらせて頂いてございます。

また、変更の素案の閲覧場所につきましても、私ども国土交通省のみならず、関係します宮城県庁、また仙台市さん、名取市さんのほうでも閲覧ができるようにご配慮を頂いているところでございます。

パブコメの実施に当たりましては以上のとおりでございますが、先ほど前段の部で委員のほうから頂きました意見に関しましては、これからですけれども、委員長の方と相談させて頂きまして、できた素案に関しましては委員のほうにメール等でご送付、ご案内させて頂いた後に、ご意見等をまた賜りまして素案の発表のほうに進みたいと考えてございますので、何とぞご配慮のほどよろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

座長 ありがとうございます。パブコメ等含めて、今後の流れということでご説明頂きました。特に大きな問題はないのかなとは思いますが、手続上の話ですので。何かご発言ございましたらお願いしたいと思えます。

委員 この未定稿の部分のやつの中のほうの左下にあります洪水、高潮、津波に対応した河口部の整備ということで、この部分の写真を見ますと、まさに先ほどお話ししたとおりの図面になっていて、7.2mの高さで実施するという格好になっていますが、これはそのようにコメントするつもりなののでしょうか。ということで、今ちょっとそれだけ確認したかったです。

事務局 事務局のほうから説明させて頂きます。

写真のほうで、図の取り扱いとか、見せ方の工夫がちょっと足りずに大変申しわけございません。誤解を招くような話でございましたので、こちらのリーフレットのほうの素案の部分の写真の表記でございますが、こちらのほうはちょっと修正させて頂きます。

座長 ありがとうございます。

委員 この図面の写真の修正ではなくて、さっき井土浦のことについて、我々というか、言っていましたけれども、そういうものも含んだ結果どうなるかということでこれはつくって頂かないと、言ったことが何のために言ったか全然わからないという状況になりますので、これはちょっとちゃんと検討して頂きたいと

思いますけれども。

事務局 リーフレットの素案でございますが、それもあわせて直したものを各委員のほうにご送付させて頂きたいと思えます。

座長 その他に如何でしょうか。

はい、お願いします。

委員 内容ではないのですが、タイトルで名取川のこれからの川づくりについてという、そういうタイトルになっているのですが、中身は基本的には河口部ですよ。それで、先ほどの資料には大臣管理区間というふうなことで、この辺の書き方というか何かは、やっぱり役所的な感じがものすごくするのです。要するに、国交省の管理の部分の計画だよということなのだろうとは思いますが、しかし一般の方にとっては、名取川と云ったら、名取川水系と云ったら、全部をイメージするわけです。広瀬川の上流から、名取川の上流から、全部ですよ、名取川水系と云ったら。その川づくりについてのご意見ということであると、やっぱり上流のほうの話とか、町なかの広瀬川についての話とかいうものが出てくる可能性もある、そういうふうにイメージする可能性があるわけです。このついでだから、そういうことについての意見も募集、取りたいというふうな、そういう意図があるのであればまた話は違うのですが、どうも中身としてはやっぱり河口部、特に今回の津波とか、高潮とか、そういうふうな中身ですので、やっぱりタイトルとしてはむしろそれをきちんと出して、名取川の河口域についての整備計画についてご意見をお聞かせくださいというふうな言い方のほうが中身と合うのではないかと、しかも一般の市民の人たちにとってもそのほうがきちっと伝わりやすいのではないかなという、実は気がしたのですけれども、如何でしょうか。

座長 お願いします。

事務局 委員のほうのご指摘を踏まえまして、この辺のリーフレットのタイト

ル等の表記につきまして、修正させて頂きたいと思います。

座長 よろしくお願ひします。

他によろしいでしょうか。

それでは、本日の議事のポイントということですが、1つ目につきましては、現在策定しております名取川水系河川整備計画、大臣管理区間ですね、これについて昨年度3月発生した東日本大震災の影響を踏まえた河口部計画の見直しを図るために変更、整理を進めてまいりました。それで、関連する項目等について各委員の皆様方からご確認を頂いたところがございます。井土浦の干潟の環境絡み、それから法線絡みについては、やはり今後さらにモニタリングしていく中で議論が深まっていくということで、この整備計画の中ではそういったモニタリングの部分が強調されているところで、そういったことへの配慮が書かれているだろうということだと思います。

それから、〇〇先生からはご指摘若干頂きまして、その点については多分軽微な加筆でしょうか、そういったもので対応させて頂くということになるかと思ひます。

そういったことで、若干の修正もあるということで、先ほど事務局から今後その点について委員の方にお送りして、一応確認頂いてということでしょうか、そういった手続を踏んだ上で素案を確定して、今後の変更の手続を進めていきたいと、それが1つ目の議論でございました。

2つ目については、パブリックコメントの実施ということで、ただいま〇〇先生からもご指摘あって、若干今後修正が入るということではございますけれども、先ほどのスケジュールに従って進めていくということをお認め頂いたということかと思ひます。

議事としましては以上なのですが、今後の取り組みに向けた内容、あるいはこれまでの説明に対するご意見等、あるいは質問等ございましたら、この場でご発言を頂ければと思ひますが、如何でしょうか。

委員 〇〇ですが、最近の新聞を見ても、名取川河口の部分で閑上地区についてはまだ集団移転地が決まっていないと。もっと上流のほうにしてほしいとか、

そういうことが出ていますよね。その部分で考えると、この図面そのものは、今の写真の部分も含めてなのですが、住宅地とこういう配置図をうまく入れることで特に問題はないですか。この辺はどうなのでしょう。地域住民にこれをあてたら、もうすぐとんでもないなんていう話出てこないかどうか、ちょっと心配しているのですが。

座長 名取市さん、如何ですか。

委員 ご心配頂いてありがとうございます。やはり住民の方々自体も、今いろいろ判断を決めかねている方々もいらっしゃいます。ただ、やはり安心できる一時防御というか、名取川を含めた一線堤というか、この部分がやっぱり早く確立して頂くことも皆様方の安心につながるということを、私たちもそういうふうに認識しておるものですから、これはやはり早く復興のためにも事業が進むことを逆に願っているという状況でございます。

座長 ありがとうございます。

委員 1つは、説得材料にもなる可能性がありますから、これの作成に向けて。ですから、その辺はうまく名取市と調整をした上で作成してもらえるといいかと。

座長 そうですね。先ほどもございましたように、まちづくりとよく連携した川の整備ということかと思えます。

その他に如何でしょうか。

では、特にご意見ございませんので、各委員からの意見を踏まえまして、2つのポイントとしましては、整備計画の変更に向けた作業の開始ということと、それからパブリックコメントの実施ということをご確認頂きました。

特にご異論ないようでしたら、以上をもちまして本日の審議を終わらせて頂きたいと思えます。どうもありがとうございました。

では、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

司会 ○○座長、大変ありがとうございました。

5. その他

司会 これからちょっと事務局のほうから連絡事項がございますので、お願いいたします。

事務局 事務局のほうから連絡させていただきます。

前段の資料―1の後半のほうにもありました今後のスケジュール等も記載させて頂きましたけれども、次回の第8回名取川水系学識者懇談会におきましては、これまで説明させて頂きましたとおりパブリックコメントの実施結果の報告、そちらと、パブリックコメントの意見を反映した整備計画変更案の原案を提示させて頂きたいと考えてございます。また、名取川の河川整備計画の事業評価につきましても、第8回の懇談会におきましてはあわせてご審議して頂くことで予定してございます。

第8回の懇談会の開催日時につきましては、改めて後日日程調整をさせて頂くことで考えてございますので、委員の皆様、何とぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

6. 閉会

司会 それでは、長時間にわたる会議、大変ありがとうございました。以上をもちまして第7回名取川水系河川整備学識者懇談会を終了いたします。

なお、本日配付いたしました資料につきまして郵送をご希望される方につきましては、席に資料を置いて頂ければ事務局のほうで後ほど郵送させていただきますので、よろしくお願いたします。本日はどうもありがとうございました。

(閉会 午後 3時33分)